

保発 0 6 1 4 第 5 号
平成 25 年 6 月 14 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。以下「整備法」という。）が、平成 25 年 6 月 7 日に成立し、平成 25 年 6 月 14 日に公布され、公布の日から施行することとされたところである。

整備法において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）の一部が改正されるとともに、これに伴い、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 197 号）が、同日に公布及び施行することとされたところである。改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

記

第一 改正の趣旨

整備法は、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月 29 日閣議決定）を踏まえ、所要の法律を整備するものであること。

第二 改正の内容

一 高齢者医療確保法の一部改正について（整備法第 34 条関係）

- 1 都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果の公表義務を努力義務とすること。（高齢者医療確保法第 11 条第 1 項関係）
- 2 都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の内容の公表義務を努力義務とすること。（高齢者医療確保法第 12 条 2 項関係）

二 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部改正について

- 一に伴い、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改

正し、所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

整備法の公布の日（平成 25 年 6 月 14 日）

以上